

(申請の承認)

第5条 知事は、第3条の規定により承認した場合は、登録センターを經由して、申請者に個人情報利用承認書(別記様式2号)を交付の上、利用情報を提供する。また、不承認の場合は、個人情報等利用不承認書(別記様式3号)を登録センターを經由して通知する。

(利用情報の提供)

第6条 情報の提供は、直接交付又は、書留郵便によるものとし、提供に当たり、知事は登録情報記録簿(別記様式4号)に所要事項を記録するものとする。

(利用情報の管理)

第7条 申請者は、利用情報を受領した場合には、速やかに個人情報等受領書(別記様式5号)を登録センターに提出するとともに、受領後の利用情報取扱について、十分配慮しなければならない。

(利用情報の廃棄)

第8条 申請者は、利用目的を達成した場合には、直ちに焼却により利用情報を廃棄するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、がん登録・評価部会と協議の上、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

がん情報収集登録事業における個人情報保護に関する内部規定

(趣 旨)

第1条 本規定は、山口県がん情報収集登録事業における個人情報保護について定める。

(定 義)

第2条 この規定において、個人情報とは、以下の通りとする。

- 1 地域がん登録センターが収集、蓄積した患者の情報であって、氏名、生年月日、住所、その他の記述、又は個人に付せられた番号、記号その他の符号などの当該個人を識別できる情報。死亡した患者のものを含む。
- 2 1の情報に、病名や診療内容などの当該個人の情報が不随した形態にあたる個人別の情報。
- 3 がん患者の情報提供者である個々の医師、診療科、医療機関が識別できる情報。

(地域がん登録センター所長の責務)

第3条 地域がん登録センター所長(以下「所長」という。)の責務は、以下の通りとする。

- 1 データの収集、整理、蓄積、解析の全過程、及び保管において個人情報保護対策に責任を負う。
- 2 職員が機密保持に努めるよう指揮監督する。
- 3 登録センターへの第3者の入室制限に責任を負う。
- 4 その他、機密保持のため、登録室における必要な措置を講じるよう努める。

(地域がん登録センター職員の責務)

第4条 地域がん登録センター職員(以下「職員」という。)の責務は、以下の通りとする。

- 1 管理責任者の指示に従うこと。
- 2 登録情報など関係資料の保管、整理に留意すること。
- 3 管理責任者の許可なく、登録情報などを室外に持ち出さないこと。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、がん登録評価部会と協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から実施する。

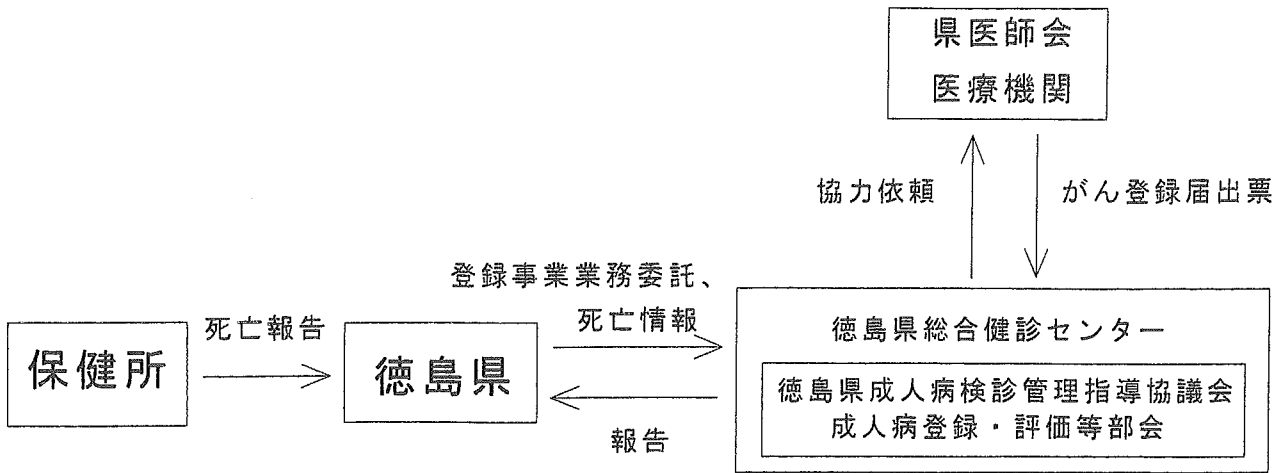
徳島県新生物届出票

受付：平成 年 月 日
 受付番号：

平成 年 月 日記入

医療機関	所在地 名称 担当医師			TEL ()-
フリガナ		性別	生 年 月 日	
患者氏名		男・女	1. 明治 3. 昭和 2. 大正 4. 平成 年 月 日	
住 所	市 町 村			
診 断 名 (原発部位)		組織型		
診断年月日	年 月 日	1 初 発 2 再 発	1 確 診 2 疑 診	
進 行 度	1 早期(上皮内がん含む) 2 当該臓器に限局 3 所属リンパ節転移 4 隣接臓器浸潤 5 遠隔転移 6 不明			
診 断 方 法	1 細胞診 2 組織診 3 X線 4 CT・MRI 5 超音波 6 内視鏡 7 腫瘍マーカー 8 その他 ()			
来院の動機	1 自覚症状 2 検診 3 他医からの紹介 4 その他()			
治 療 方 法	1 診断のみで治療せず 2 対症療法のみ 3 手術療法 (①治癒切除 ②非治癒切除 ③内視鏡的切除 ④その他 () 4 放射線療法 5 化学療法 6 ホルモン療法 7 免疫療法 8 TAE・アルコール注 9 その他 ()			
入院の有無	1 入院した 2 入院せず (入院年月日 年 月 日～ 年 月 日)	手術年 月日ま たは治 療開始 年月日	年 月 日	
死亡年月日	年 月 日	死 亡 原 因	1 原病死 2 他因死 ()	
その他参考 となる事項	※ 患者の紹介先、病状、治療等で、参考となる事項がありましたら、ご記入ください。			
	紹介先			

- この患者は以前に貴院より届出 1 あり 2 なし
- 総合健診センターへの連絡事項 1 届出票(枚), 封筒(枚)を送ってほしい。
2 その他



徳島県がん登録事業実施要領

1 目的

この要領は、がん予防対策を効果的、効率的に推進するため、がん患者の登録を実施し、罹患率、受療状況等の集計、解析等がんの動向について、徳島県健康診査管理指導等事業実施要領に基づいて実施する徳島県がん登録事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、徳島県医師会及びその他医療機関の協力を得て徳島県が実施する。

3 登録の対象

登録の対象は、県内に住所を有する全ての悪性新生物の罹患者及び死亡者とする。

4 評価部会の協力

徳島県は、この事業を円滑かつ効率的に実施するため、徳島県成人病検診管理指導協議会成人病登録・評価部会がん委員会（以下「がん委員会」という。）の指導助言を得て事業を推進するものとする。

5 業務委託

がん登録事業を効果的に実施、運営するため、この事業を財団法人徳島県総合健診センター（以下「総合健診センター」という。）に委託する。

6 登録の方法

がん登録の方法は次のとおりとする。

(1) 診断時の届出

県内に所在する医療機関の医師は、悪性新生物患者と診断したときは、徳島県新生物届出票（様式1、以下「届出票」という。）に所要事項を記載の上、総合健診センターへ送付するものとする。

なお、届出時には患者本人又は家族の同意を得ることが望ましい。

(2) 出張採録

総合健診センターは、必要に応じて医療機関等に出張し、情報を採録するものとする。

なお、採録時には医療機関の医師を通じ患者本人又は家族の同意を得ることが望ましい。

(3) 死亡時の届出

保健所は、人口動態に係る死亡情報を徳島県保健福祉部健康増進課を経由し、総合健診センターへ送付するものとする。

7 集計及び解析

総合健診センターは、送付されたがん情報を登録し、がんの罹患率、受療状況等の集計、解析を行うものとする。

8 公 表

集計、解析の結果を本登録事業に係る年報等により公表する。

9 守秘義務

この事業に従事した者は、業務上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。また、その業務を離れた場合も同様とする。

なお、この業務に関する秘密保持のため、業務処理及び資料の利用については別に定める。

10 自己の個人情報の開示・消去（利用停止）について

徳島県個人情報保護条例（平成15年1月1日施行）に基づき、患者本人等から自己の個人情報の開示・消去（利用停止）の請求があった場合、届出医と十分協議の上、開示・消去（利用停止）の有無を決定するものとする。

なお、届出医を通じ届出票の消去の申し出があった場合は、速やかに消去するものとする。

11 その他

この要領を定めるもののほか、必要な事項は総合健診センター理事長が、がん委員会の意見を聴き別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

徳島県がん登録事業の業務処理及び利用に関する要領

1 目 的

がん登録事業に関する秘密保持を遵守するために、業務処理及び登録資料の利用に当たって必要な事項を定める。

2 登 録

(1) 秘密保持

がん登録事業に関与する者は、業務上知り得た個人及び個々の医療施設の情報を、他に漏らしてはならない。当事業に関与しなくなった後も同様とする。なお作業従事者は、その初めに秘密遵守の誓約書を財団法人徳島県総合健診センター（以下「総合健診センター」という。）理事長あて提出するものとする。

(2) 情報の収集

収集する情報は、業務に必要とする範囲にとどめるとともに、常に正しい情報の把握に努めなければならない。

(3) 登録作業

個人情報を含む情報の転記は、正確に行う。転記・複写作業における作業過誤の用紙類は、裁断又は焼却廃棄するものとする。

(4) 出張採録

総合健診センターの担当者が他施設に出張して登録情報の収集を行う場合は、あらかじめ相手施設に申請して許可を得た上、担当者が出張し所定届出票に必要な事項のみ転記する。転記作業に当たっては上記(1)及び(2)を遵守しなければならない。

(5) 届出内容についての医療施設への問い合わせ

登録作業上、届出内容について問い合わせの必要が生じた時、届出医に対する届出患者についての問い合わせは、総合健診センター理事長が指名した登録作業責任者が行う。電話による問い合わせの場合は通話相手が届出医であることを確認した後、問い合わせをする。文書により問い合わせを行う場合は、必ず書留便によるものとする。

届出医の退職等の事由により、届出医との連絡が不能の場合は、届出医療施設がん登録担当医（者）に対し問い合わせをするものとする。

(6) 届出票の保管

届出票は、全て施錠できる保管庫に保管するとともに、その他の収集した情報も厳

重に保管し、不用となった場合は、直ちに裁断又は焼却廃棄するものとする。

(7) 電子計算機端末機操作

ア 登録情報の電子計算機処理のための端末機操作は、ユーザ氏名及びパスワードを設定した担当者のみとし、その担当者については、総合健診センター理事長が指名する。

イ 入力作業終了後は、必要以外に画面表示をしないものとする。

(8) ディスク及びテープの保管

作業中の事故及び故障に備えるためコピーしたディスク及びテープは、全て施錠できる保管庫に保管し、保存の必要性がなくなった時点で、すみやかに情報を消去するものとする。

3 資料の利用について

(1) 登録資料の利用

年報等で報告・提供される統計資料以外の情報（個人情報を除く）の利用を希望する者は、総合健診センター理事長に対し、利用目的、情報の範囲等を記載した申請書を提出する。

(2) 総合健診センター理事長は、上記(1)の申請書の内容が、あらかじめ徳島県成人病検診管理指導協議会成人病登録・評価部会がん委員会（以下「がん委員会」という。）が定めた情報の範囲を越える場合は、利用目的等の妥当性、資料提供の範囲等についてがん委員会の意見を聴き、徳島県知事と協議の上、資料の提供の可否を決定・通知するものとする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は総合健診センター理事長が、がん委員会の意見を聴き徳島県知事と協議の上、別に定めるものとする。

附 則

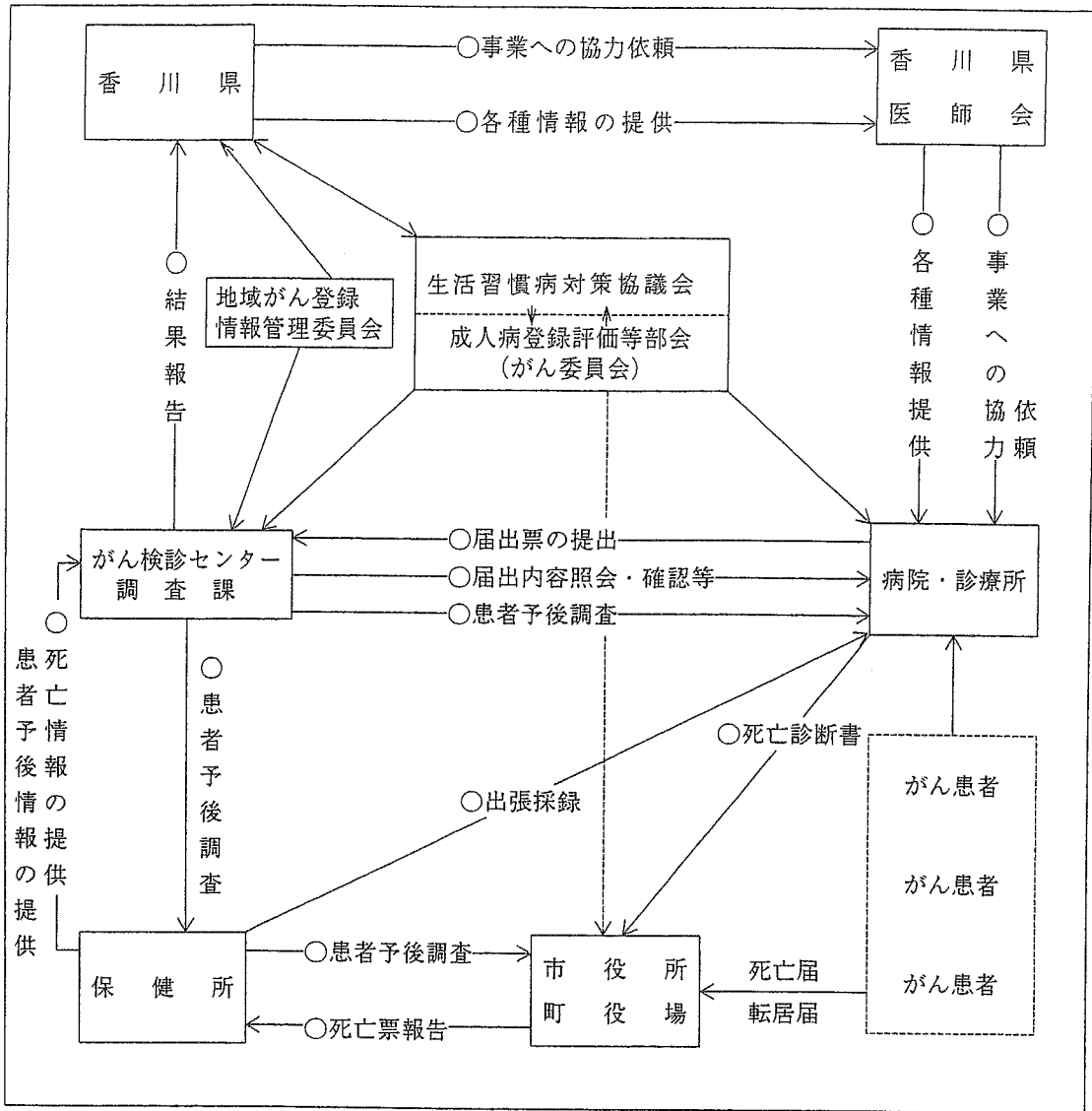
この要領は、平成5年1月1日から実施する。

香川県地域がん登録 届出票

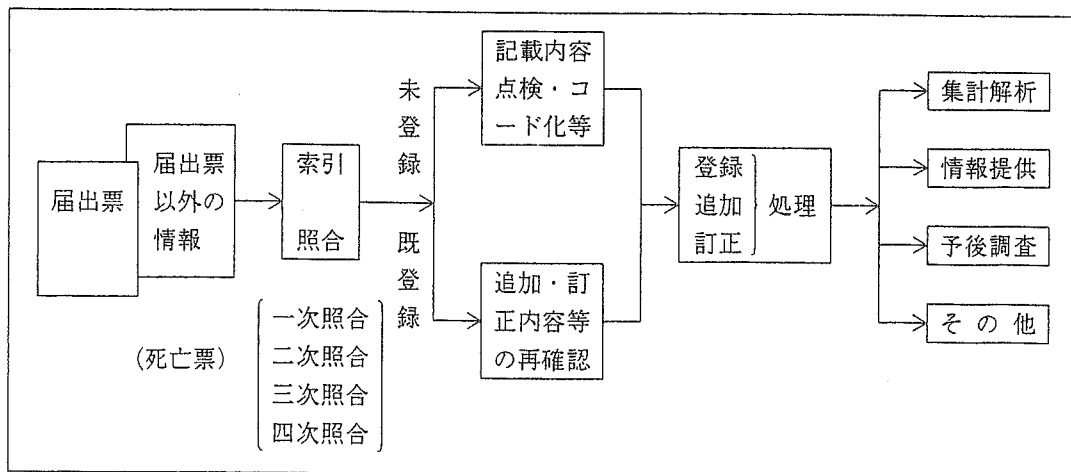
提出用						届出医師名			
必	所在地					貴院カルテ番号		NO.	
	医療機関名					届出年月日		平成 年 月 日	
須	科名					フリガナ		男 生年 明・大 年 月 日 年	
	患者氏名					女 月日 昭・平 (西暦 年)		年齢 歳	
項	住所								
	届出時期	1 診断時 (回目の診断時・最終診断時)		2 入院時		3 転医時		4 退院時 5 死亡時 6 届出の内容変更 (経過観察中)	
目	診断名(部位)					診断年月日		平成 年 月 日	
	病理組織診断名								
目	検査内容 (診断方法)	1 X線 2 内視鏡 3 超音波 4 CT 5 MRI 6 アンギオ		7 RI 8 腫瘍マーカー 9 細胞診 10 組織診断		11 手術 (肉眼的) 12 剖検 99 その他 ()			

基	初発・再発の区分	1 初発 (1 確定 2 疑診)		原発・続発の区分		1 原発 2 続発 3 不明		多重がんの有無		有・無	
	進行度	1 早期 (上皮内を含む) 2 限局性 3 所属リンパ節転移 4 遠隔転移		5 隣接臓器浸潤 6 進行度分類不能 7 不明							
本	治療の種類 (内容)	1 手術 5 免疫療法		治療開始年月日		昭和 平成 年 月 日					
		1 病巣治癒切除 2 病巣非治癒切除 3 病巣非切除 2 放射線療法 3 化学療法 4 ホルモン療法		6 TAE療法 7 アルコール療法 8 温熱療法 9 レーザー療法 10 内視鏡療法 99 その他 ()		再発患者の初発時治療		1 入院 (1有 2無 3不明) 2 手術 (1有 2無 3不明) 3 放治 (1有 2無 3不明) 4 化療 (1有 2無 3不明) 5 その他 (1有 2無 3不明)		治療開始日: 昭・平 年 月 日	
目	手術年月日	平 年 月 日		入院年月日		昭・平 年 月 日		退院年月日		平 年 月 日	
	死亡年月日	平 年 月 日		死因		1 原病死 2 他病死 ()					
任	剖検の有無	1 有 (平 年 月 日)		当該臓器のがん検診受診状況		1 有 (昭・平 年 月 日)					
		2 無		2 無							
意	来院の動機 (経緯)	1 がん検診 2 健康診断・人間ドック 3 自覚症状による受診		4 他院からの転医・紹介 (医療機関名)		5 その他 ()		6 不明			
	家族のがん歴	1 父の祖父母 2 父 3 父の同胞 4 母の祖父母 5 母		6 母の同胞 7 本人の同胞 8 子供 9 配偶者							
項	嗜好酒類	1 現在吸っている (1日当たり 本・喫煙歴 年間)		2 止めた (過去1日当たり 本・年間)		3 吸わない 4 不明					
		1 毎日飲む (ビール大 本・日本酒 合・焼酎 合・洋酒 (水割) 杯・飲酒歴 年間) 2 時々飲む 3 止めた (年前) 4 飲まない		5 不明							
目	職業			紹介先医療機関名							
	調査課 記入項目	登録の有無	1 初回登録 2 既登録		届出受付年月日		平成 年 月 日		登録番号		

地域がん登録事業の体系（フロー図）



登録作業の概略（フロー図）



香川県地域がん登録事業実施要綱

(目 的)

第1条 香川県地域がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）は、県内における悪性新生物等（以下「がん」という。）による死亡率が高いこと及び社会的、家庭的に中核をなす年齢階層に多発していること並びに将来がんの増加が予測されていること等に鑑み、がんの登録を実施してがんの罹患の実態を把握し、今後のがん対策推進の基礎資料とし、もって県民の保健及び医療水準の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 がん登録事業は、県医師会、郡市医師会、県内の各医療機関（以下「医療機関」という。）及び市町その他関係機関の協力を得て、県が実施する。

(がん委員会)

第3条 県は、がん登録事業を円滑かつ効果的に実施、運営するため、香川県生活習慣病対策協議会成人病登録評価等部会がん委員会（以下「がん委員会」という。）の指導助言を得ながら事業の推進を図るものとする。

(情報管理委員会)

第4条 県は、がん登録事業に係る情報の管理を行うため、香川県地域がん登録情報管理委員会（以下「情報管理委員会」という。）を設置する。

2 情報管理委員会は、情報の取り扱いと患者の秘密保護について、慎重な配慮を行い、登録情報の使用を許可するものとする。

なお、情報の管理に関する基本的事項は別に定める。

(事業の実施等)

第5条 がん登録事業は、香川県立がん検診センター事務局（以下「事務局」という。）で行うものとする。

(業務の委託等)

第6条 県は、がん登録事業を円滑かつ効果的に実施、運営するために、財団法人香川県総合健診協会に次の業務を委託することができる。

- 一 医療機関に対するがん登録事業の協力依頼
- 二 医療機関への香川県地域がん登録届出票（様式第1号、以下「届出票」という。）の配布
- 三 登録情報の精度向上の普及活動
- 四 届出状況の把握及び県への報告
- 五 届出票を提出した医療機関（以下「届出医療機関」という。）への届出謝金の支払い

(医療機関の協力)

第7条 医療機関は、届出票の提出等の業務を円滑に推進するため、がん登録担当者の配置に努めるものとする。

(登録の対象)

第8条 登録の対象は、県内に居住する者であって、県内の医療機関で受診した者で、がん及びその疑いのある罹患者並びに死亡者とする。

(登録の方法)

第9条 がん登録の方法は、次のとおりとする。

一 診断時等の届出

イ 医療機関は、がんの診断時点において、届出項目のうち必須項目を届出票に記入のうえ、持参または郵送にて、事務局に届出するものとする。

なお、診断時点において、必須項目以外の基本項目、任意項目についても記入可能なものは届出するものとする。

ロ 医療機関は、基本項目及び任意項目を記載可能となった時点（入院時、転医時、退院時、死亡時等）で届出するものとする。

二 医師に対する問い合わせ

事務局は、届出票を提出した医療機関の医師（以下、「医師」という。）に対し、必要に応じ、文書又は電話により問い合わせをすることができる。

三 死亡小票の提出

保健所は、他の保健所へ移送する分を含めた当該月分の死亡者全員の人口動態調査死亡小票（人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）第6条に定める様式第7号、以下「死亡小票」という。）の写しを翌月末日までに事務局に提出する。

四 出張採録

イ 登録は、原則として医療機関からの届出によるが、事務局は情報収集のため必要な場合は、医療機関の承認を得たうえで出張採録を行うことができる。

ロ 出張採録は事務局の指示により保健所が行うものとし、従事者は医師又は保健婦とする。

ハ 事務局は、保健所に対し、届出票の写しを送付することによって、出張採録すべき項目及び内容を通知するものとする。

ニ 保健所は、出張採録後、速やかに事務局に、情報を送付するものとする。

五 予後調査

イ 予後調査は、がんと診断した年の3年後、5年後、7年後及び10年後に行うものとし、別に定める期日現在の登録患者の生死を確認する。

ただし、当該期日現在において、死亡年月日が明らかでない者及び消息不明者等については、予後調査の対象外とし、その旨登録する。

ロ 事務局は、予後調査の結果に基づき、次により処理するものとする。

(1) 生死が判明した者については、その旨登録する。

(2) 県内において住所を変更した者については、変更後の住所を登録し、次回の予後調査の対象とする。

(3) 県外へ転出した者については、可能な範囲内で、追跡するものとする。

(4) 生死及び転出が不明である者については、以後予後調査は行わない。

ハ 事務局は、保健所、市町及び医療機関の協力を得て予後調査を実施する。

六 登録データの作成

イ 事務局においては提出された届出票、死亡小票の写し等に基づき登録を行い、その資料を保管するものとする。

ロ 事務局は、登録したデータを基に次に示すような疫学的解析等を行う。

(1) 罹患率の測定

- (2) 受療状況の把握
- (3) 生存率の測定
- (4) がん予防、医療活動の評価
- (5) 医療機関への支援（情報サービス）
- (6) その他疫学等に必要なもの

(精度の確保等)

第10条 事務局は、がん登録事業の精度の確保等を図るため、届出票の検査、予後調査、登録データの疫学的解析等の実施に当たり、がん委員会に対して、意見を求めることができる。

また、がん登録事業の推進に当たり生じた不明な事項等については、がん委員会に意見を求めることができる。

(用紙等の配布及び届出謝金)

第11条 医療機関に対し、適宜届出票の用紙及び封筒を適宜医療機関に配布するものとする。

なお、届出医療機関に対し、届出謝金を支払うものとし、届出謝金の額については、別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年12月12日から適用する。

香川県地域がん登録情報管理要領

(目 的)

第1条 この要領は、香川県地域がん登録事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に基づき、香川県地域がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）に係る情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人及び個々の医療機関の秘密を保護することを目的とする。

(がん登録事業に従事する者の義務)

第2条 がん登録事業に従事する者（以下「がん登録従事者」という。）及び従事していた者は、がん登録事業に関し知り得た個人及び個々の医療機関の情報を他に漏らしてはならない。

(情報の収集)

第3条 がん登録従事者は、情報の収集に際し、患者または家族と接触してはならない。

- 2 収集する情報は、がん登録事業を実施するために必要な最小限度の範囲とする。
- 3 情報の転記は正確に行い、転記・複写の作業過程における過誤等の用紙類は、細断又は焼却により廃棄する。
- 4 実施要綱第9条第4号に基づき、保健所の医師又は保健婦が医療機関に出張してがん患者情報を収集する場合は、あらかじめ対象となる医療機関に対し申請を行い、その承認を得たうえで出張し、実施要綱第6条に規定する香川県地域がん登録届出票（以下「届出票」という。）に必要事項のみ転記する。
- 5 実施要綱第9条第4号の規定に基づき、保健所から香川県立がん検診センター事務局（以下「事務局」という。）に出張採録した情報を送付するときは、持参又は郵送とする。

(医療機関への照会)

第4条 登録作業に当たり実施要綱第9条第1号の規定に基づき、届出を行った医療機関の医師（以下「届出医」という。）に対し、届出患者についての問い合わせが必要になったときは、がん登録従事者が行う。

なお、電話照会の場合は、通話相手が届出医であることを必ず確認した後に行うものとし、文書照会の場合には必ず親展文書によることとする。

- 2 届出医の退職等の事由により、届出医への照会が不能の場合は、実施要綱第7条に規定するがん登録担当者に対し照会する。

(収集情報の登録)

第5条 がん登録従事者は、個々に設定されたパスワードを入力のうえ、電子計算機の端末機による電算処理を行う。

- 2 端末機を操作した場合は、その都度、端末機操作記録簿（様式1）にその旨を記入することとし、常に操作状況を明確にしておかなければならない。

(収集情報の管理)

第6条 香川県地域がん登録情報管理委員会委員長（以下「情報管理責任者」という。）は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 届出票等の管理

- イ 実施要綱第9条第1号の規定に基づき、医療機関から事務局に送付された届出票及び登録室でのハードディスク等の登録情報記録媒体（以下「媒体」という。）の処理については、がん登録従事者以外の者がこれを扱ってはならない。
- ロ 届出票等については、受入れに際し、必要な確認措置を講ずるとともに、処理後は施錠したキャビネット等に保管する。
- ハ 届出票等が不要になった場合には、直ちに細断又は焼却により廃棄する。

二 出力帳票の管理

- イ 出力帳票のうち保管を要するものは、施錠したキャビネット等に保管する。
- ロ 不要となった出力帳票は、直ちに細断又は焼却により廃棄する。

三 媒体に記録された情報の管理

- イ 収集した情報を登録した媒体は、作業中の事故又は故障に備えて、毎日、作業終了後光磁気ディスク等適当な媒体に複写し、複写した光磁気ディスク等は、3ヶ月毎に別途保管する。
- ロ 電算処理用のマスターファイル等を記録した媒体は、すべて施錠したキャビネット等に保管する。保管に当たっては、データ管理台帳（様式2）に必要事項を記録し、随時点検を行う。
- ハ 媒体に記録された情報は、不要になった時点で直ちに消去する。

四 ドキュメントの保管

システム設計書、操作手順、プログラム解説書等のドキュメントは、施錠した所定の場所に保管する。保管に当たっては、ドキュメント管理台帳（様式3）に必要事項を記録する。

（入室等の管理）

第7条 情報管理責任者は、特に必要がある場合を除き、がん登録従事者以外の者を登録業務室に立ち入らせてはならない。

2 がん登録従事者以外の者が登録業務室に立ち入る場合は、情報管理責任者の承認を得なければならない。

3 登録業務室を最後に退出する者は、施錠の確認等の措置を講ずるものとする。

（登録情報の利用制限）

第8条 登録情報は、がん登録事業の目的以外には利用してはならない。

（予後情報等利用の手続き）

第9条 事務局は、届出医療機関に対し、当該医療機関に係る、届出患者に関する予後情報等の提供を行うことができる。

2 届出医療機関が届出患者に関する予後情報等の提供を受けようとする場合には、当該医療機関の施設長名で、予後情報等利用申請書（様式4）を事務局に提出する。

3 事務局は前項の規定に基づく申請があった場合は、直接交付又は親展文書により情報を提供する。

4 届出医療機関が情報を受領した場合は、速やかに受領書（様式5）を提出するとともに、当該情

報の受領後の取り扱いについて、十分配慮しなければならない。

(公表資料以外の情報の提供)

第10条 年報等によって公表された資料以外の情報を、疫学研究等に利用しようとする者は、登録情報利用申請書(様式6)を事務局を経由して、実施要綱第4条に規定する香川県地域がん登録情報管理委員会(以下「情報管理委員会」という。)に提出するものとする。申請した内容を変更する場合も同様である。

2 情報管理委員会は、前項の規定に基づく申請があった場合において、当該申請に係る登録情報の利用が、次に掲げる基準のすべてに適合していると認めるときは、利用の承認をすることができる。

一 登録情報の利用が保健医療の向上又は研究のためのものであること。

二 登録情報の利用が、がん対策の推進に寄与するものであること。

三 利用する登録情報が、利用目的を達成するうえで必要な最小限度であること。

四 申請者において、登録情報から知り得た情報の管理が適切に行われること。

3 情報管理委員会は、承認に当たり登録情報の利用方法及び利用する範囲等について、条件を付することができるものとする。

4 情報管理委員会は、第2項の規定による承認をした場合に、事務局を経由して、申請者に登録情報利用承認書(様式7)を交付のうえ、登録情報を提供する。また、不承認の場合は、登録情報利用不承認書(様式8)を事務局を経由して、申請者に送付する。

5 前項の登録情報の提供は、直接交付又は親展文書によるものとし、提供にあたり事務局は、登録情報提供記録簿(様式9)に必要事項を記録するものとする。

6 申請者は、登録情報を受領した場合には、速やかに受領書(様式5)を事務局に提出するとともに、当該情報の受領後の取り扱いについて、十分配慮しなければならない。

7 申請者は、登録情報の利用目的を達成した場合は、直ちに当該情報を事務局に返還、若しくは細断又は焼却により廃棄しなければならない。

(自己情報の非開示)

第11条 登録患者本人に対する自己に関する情報の開示は行わない。

(その他)

第12条 報道機関等からの照会に関しては、原則として情報管理責任者が行う。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、平成11年 1月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成12年 4月 1日から適用する。

秘

悪性新生物届出(取消)票

愛媛県

届出医療機関名	
所在地	TEL() -
診療科	
記入医師名	
貴院カルテ番号	

*事務局記入欄

受付番号	受付年月日	年	月	日
登録番号	腫瘍コード			
住所コード	届出機関コード			

ふりがな	性別	生年月日
患者氏名	1. 男	1. 明治 2. 大正 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 (歳)
	2. 女	
現住所		死亡年月日 年 月 日
診断年月日	西暦・平成	年 月 日
診断名		1. 原発 2. 続発 99. 不明
		1. 確診 2. 疑診 99. 不明
		1. 初発 2. 再発 99. 不明
病巣のひろがり	0. 上皮内 1. 当該臓器に限局 2. 所属リンパ節転移 3. 隣接臓器浸潤 4. 遠隔転移 99. 不明 # TNM分類(Stage):	
診断方法	1. 一般診察 2. X線 3. CT 4. MRI 5. 超音波 6. RI 7. 内視鏡 8. 細胞診 9. 組織診 10. 手術(肉眼) A. 剖検 B. その他()	
治療方法	1. 手術 [1. 治癒切除 2. 非治癒切除] 2. 放射線療法 3. 化学療法 4. ホルモン療法 5. 免疫療法 6. その他() 7. 対症療法のみ 8. 治療せず	
治療開始年月日	西暦・平成	年 月 日
受診経路	1. 自発的 2. 集団検診 3. 健康診断(人間ドック) 4. 他院からの紹介 5. その他()	
他院への紹介	1. あり 2. なし	
その他特記事項		

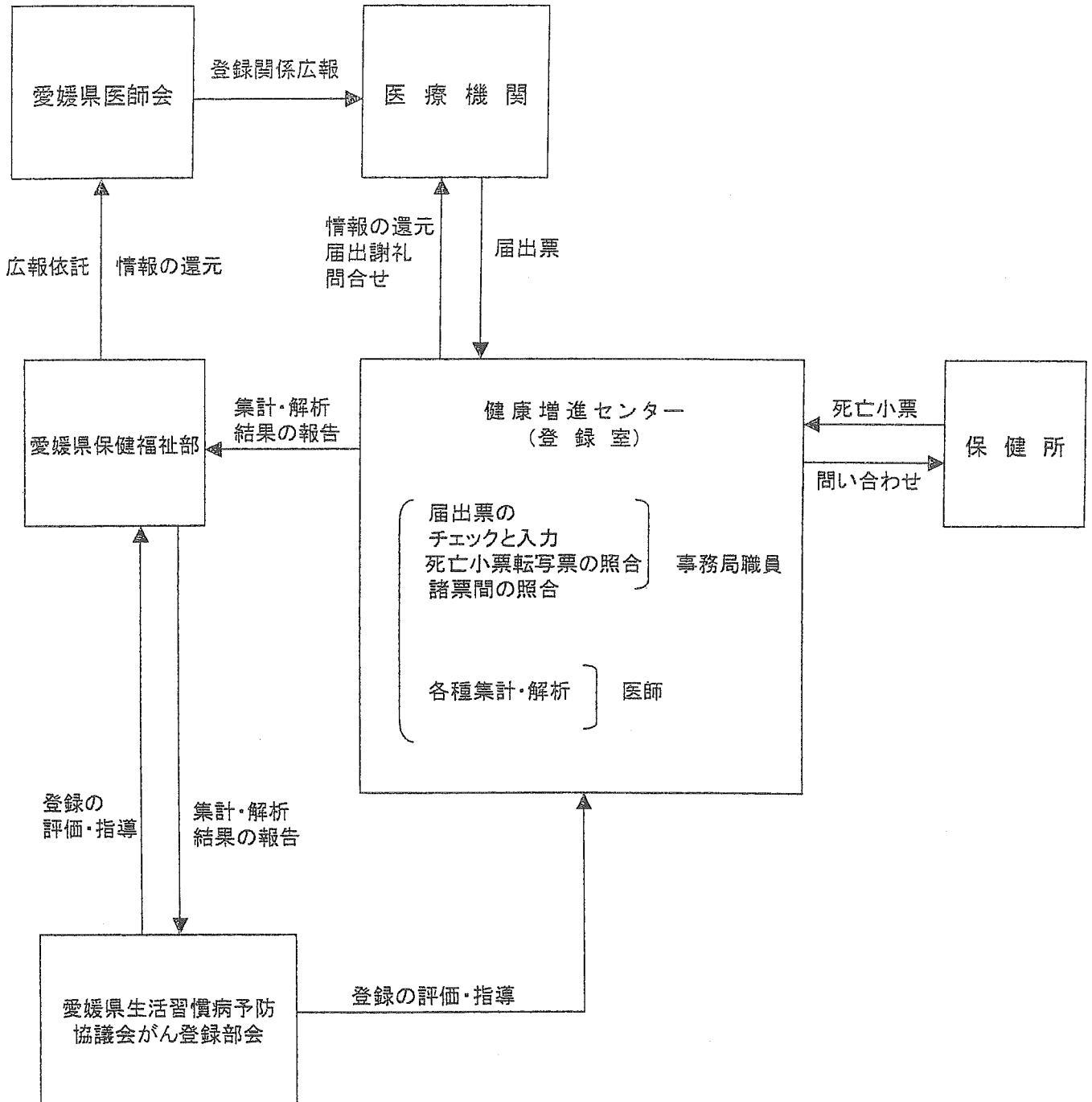
◎消化器系がんの追加項目

手術内容	1. 開腹 2. 腹腔鏡 3. 内視鏡
進達度	1. m 2. sm 3. mp 4. ss 5. se 6. si
肉眼度	1. Ip 2. Isp 3. Is 4. IIa 5. IIb 6. IIc 7. IIa+IIc 8. IIc+IIa 9. III 10. 1 11. 2 12. 3 13. 4 14. 5 99. 不明
病変数	1. 単発 2. 多発(病変)
病変部位(大腸がん)	1. 直腸 2. S状結腸 3. 下行結腸 4. 横行結腸 5. 上行結腸 6. 盲腸 7. 回盲部 (多発の場合は主病変のみ記入してください)

(注) 太い線の枠に記入してください

連絡事項 : 届出用紙	部、封筒	枚送付されたい
-------------	------	---------

がん登録のフローチャート



愛媛県がん登録実施要領

(目的)

第1条 がん対策は、県民の保健・医療上重要な課題となっており、この対策を有効かつ効果的に推進するためには、がんにかかわる医療情報の正確な把握が不可欠である。

このため、がん登録を実施し、がんにかかわる医療情報を収集、解析することにより、がん対策の効果的な推進を図ることを目的とする。

(実施主体及び登録室)

第2条 この事業は、愛媛県が、社団法人愛媛県医師会及び全医療機関等の協力を得て実施する。

2 この事業を実施するため、愛媛県健康増進センター内に登録室を設ける。

(対象疾患)

第3条 登録の対象は、全悪性新生物（上皮内がんを含む。）とする。

(登録の方法)

第4条 がん患者にかかわる情報の届出、死亡小票転写票による確認を行い、個々の患者情報を登録するものとする。

(1) 医療機関からの届出

県内に所在する医療機関の医師は、第3条に規定する疾患を診断したときは、悪性新生物届出（取消）票（別紙様式）に所要事項を記載のうえ、登録室あて送付するものとする。

(2) 出張採録

登録は原則として医療機関からの届出によるが、必要な場合は、医療機関の協力を得て出張採録をするものとする。

(3) 登録

登録室は、届出票の送付を受けたときは、患者ごとに所要事項を登録する。

(4) 届出謝金

登録室は、医療機関からの届出に対する謝礼として、1件につき200円を支払う。支払いについては、一定期間分をまとめて処理する。

(死亡小票の取り扱い)

第5条 保健所は、当該月分の人口動態調査の死亡小票転写票を翌月25日までに登録室へ送付するものとし、登録室は、死亡小票転写票による確認と必要な事項の登録を行い、登録終了後は直ちに焼却破棄する。

(集計、解析)

第6条 登録室は、前条の方法により登録した情報について、必要な集計、解析を行う。

(結果の公表)

第7条 愛媛県は、集計、解析した結果を必要に応じて公表する。

(登録情報の利用申請)

第8条 がん登録事業の目的に資するため予後情報を必要とする医療機関（過去に愛媛県がん登録へ届出票を提出した医療機関に限る）は、愛媛県がん登録情報利用申請書（様式第1号）により健康増進センター所長に対し利用申請を行い、健康増進センター所長は、愛媛県がん登録情報利用承認（不承認）書（様式第2号）により利用の承認もしくは不承認を行う。

- 2 提供できる予後情報は、当該申請をした医療機関が、がん登録事業へ届出を行った患者の死亡日のみとする。

(事業の周知)

第9条 登録事業の周知については、愛媛県及び社団法人愛媛県医師会が行うものとする。

- 2 愛媛県は、その業務の一部を社団法人愛媛県医師会に委託することができる。

(精度管理)

第10条 愛媛県は、この事業を円滑かつ効果的に実施するため、愛媛県生活習慣病予防協議会がん登録部会（以下「がん登録部会」という。）の指導助言を得るものとする。

(秘密の保持)

第11条 この業務に関連して得た秘密は他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定は、第8条に定める申請を行った医療機関について準用する。
- 3 届出票及び死亡小票転写票は、この事業の集計、解析以外の目的のために使用することはできない。

(届出票等の保存)

第12条 届出票等の保存は、次のとおりとする。

- (1) 届出票 永年
- (2) 登録したフロッピーディスク及び光磁気ディスク 永年

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、がん登録部会と協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月23日から施行する。